

顧問委嘱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワーク（以下「この法人」という。）定款第27条に基づき顧問を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めたものである。

(顧問)

第2条 この法人の顧問は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- (1) この法人の公益事業の発展向上のために有益な助言及び活動をなしうる者。
- (2) この法人の公益事業に関し造詣が深く、指導的見解を有する学識者。

(選任及び委嘱の方法)

第3条 この法人の顧問は、前2条に該当する者のうちから理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

(任期)

第4条 この法人の顧問の任期は、6年とする。

(職務)

第5条 この法人の顧問は、名誉職とし代表理事の諮問にこたえるほか、この法人の運営に関し意見を述べることができる。

(会議等への出席)

第6条 この法人の顧問は、代表理事が特に必要と認めた会議に出席し、議長の求めに応じて発言できるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。

附則

この規程は、公益財団法人おかやま環境ネットワークの設立の登記の日から施行する。

(2012年4月28日理事会議決)